

愛西市規則 28号

愛西市企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市企業立地促進条例（平成27年愛西市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の4第1号に基づく工業系の地区計画が定められた区域とする。

(事業の範囲)

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類 E—製造業に属するもの
- (2) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第1号に規定する流通業務に属するもの

(適用申請)

第4条 条例第6条第1項の規定による申請をしようとする企業は、事業所の新設工事に着手する日の前日までに、奨励措置適用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 市長は、条例第6条第2項の規定により奨励措置の適否を決定したときは、奨励措置適用適否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付申請)

第5条 条例第7条第1項の規定による申請をしようとする企業は、条例第3条に規定する奨励措置を受ける日の属する年度の5月末日までに、奨励

金交付申請書（様式第 3 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第 7 条第 2 項の規定により奨励金の交付を決定したときは、奨励金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

3 前項の奨励金の交付決定額は、1, 0 0 0 円未満の端数を切り捨てるものとする。

（交付の請求）

第 6 条 前条第 2 項の通知を受けた企業は、速やかに奨励金交付請求書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第 7 条 条例第 8 条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、その事由が発生した日又は第 4 条第 2 項の通知書を受領した日のいずれか遅い日から起算して 1 0 日以内に、当該各号に定める様式に必要な書類を添えて行わなければならない。

- (1) 条例第 8 条第 1 号に規定する事由 工事着手届（様式第 6 号）
- (2) 条例第 8 条第 2 号に規定する事由 工事完了届（様式第 7 号）
- (3) 条例第 8 条第 3 号に規定する事由 操業開始届（様式第 8 号）
- (4) 条例第 8 条第 4 号に規定する事由 奨励措置適用申請書・奨励金交付申請書記載事項変更届（様式第 9 号）
- (5) 条例第 8 条第 5 号に規定する事由 操業縮小・休止・廃止届（様式第 1 0 号）

（地位の承継）

第 8 条 条例第 1 0 条の規定により適用企業の地位を承継しようとする者は、速やかに承継承認申請書（様式第 1 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、地位の継承の可否を決定したときは、承継承認・不承認通知書（様式第 1 2 号）により通知するものとする。

（適用の取消し等）

第 9 条 市長は、条例第 1 1 条の規定により適用及び決定を取り消したとき

は、奨励措置適用・奨励金交付決定取消通知書（様式第 1 3 号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第 1 1 条の規定により奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令書（様式第 1 4 号）により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた企業は、市長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。返還期限までに当該奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じその未返還額につき年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した遅延利息を加えて奨励金を返還しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（財産処分の制限）

第 1 0 条 立地促進奨励金の交付を受けた企業は、交付対象となった固定資産（事業所の操業を開始した日から 1 0 年を経過した家屋（地方税法（昭和 2 4 年法律第 2 2 6 号）第 3 4 1 条第 3 号に規定する家屋をいう。）及び 5 年を経過した償却資産（地方税法第 3 4 1 条第 4 号に規定する償却資産をいう。）を除く。）を奨励金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、取り壊し、又は貸し付けてはならない。ただし、財産処分承認申請書（様式第 1 5 号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、立地促進奨励金の交付対象となった固定資産の処分の可否を決定したときは、財産処分承認・不承認通知書（様式第 1 6 号）により通知するものとする。

（雑則）

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。